

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられることによる影響を考慮して、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給する予定です。

具体的な申請の受付時期や手続きなどは準備中です。決まり次第、速やかにホームページや広報紙などでお知らせします。

○臨時福祉給付金
給付対象者

平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されない人

※自身を扶養している人が課税される場合や生活保護制度の被保護者の場合などは対象外です

※課税・非課税の判定には、市・

県民税の申告が必要です。給付

対象者に該当するかを円滑に判

断するため、申告が必要な人

まだ申告が済んでいない人は申

告をしてください

給付額

○給付対象者1人につき1万円

○給付対象者の中で次に該当する人は5,000円を加算

・老齢基礎年金、障害基礎年金、

遺族基礎年金の受給者など

・児童扶養手当、障害児福祉手当、

特別障害者手当等の受給者など

※複数の年金を受給している場合

でも、1人当たりの加算は5,

000円が上限

申請手続

○申請先 平成26年1月1日に住

民登録されている市町村

※配偶者からの暴力を理由に避難

している人で一定の要件を満た

している場合は、避難先の市町

村で支給の申請を行うことができ

ます。手続きなど詳しくは、

避難先の市町村の臨時福祉給付

金担当へご相談ください

○子育て世帯臨時特例給付金

臨時福祉給付金の対象者でない人でも、児童手当の支給対象者であることなどにより、子育て世帯臨時特例給付金が支給される場合があります(所得制限あり)。

配偶者からの暴力を理由に避難している人で、一定の要件を満たしている場合は、避難先の市町村で支給の申請を行うことができます。具体的な申請の手続きなどは、決まり次第、広報紙などでお知らせします。

給付金を装った
振り込め詐欺
個人情報の詐取に注意

- ・市や国がATMの操作をお願いすることや給付のための手数料などの振込を求めることはありません
- ・現時点で、市や国が住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報をお尋ねすることはありません

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の詳細は

○厚生労働省「臨時福祉給付金」
ダイヤル

☎03-3595-3529

臨時福祉給付金に関する一般的な問合せに対応します

○厚生労働省「子育て世帯臨時特例給付金」ダイヤル

☎03-3595-3528

子育て世帯臨時特例給付金に関する一般的な問合せに対応します

○厚生労働省ホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp/>)

・臨時福祉給付金について

→「政策について」

→「福祉・介護」の「生活保護・福祉一般」

→「施策情報」の「臨時福祉給付金」

・子育て世帯臨時特例給付金について

→「政策について」

→「子ども・子育て」の「子ども・子育て支援」

→「施策情報」の「子育て世帯臨時特例給付金」

申問

○臨時福祉給付金
福祉課地域福祉係
☎72-2111内線445

○子育て世帯臨時特例
給付金
子育て支援課
児童家庭係
☎72-2111内線474

○市・県民税の申告
税務課市民税係
☎72-2111内線124・125

平成25年度(後期分)腎臓疾患患者 福祉給付金の申請は3月28日まで

申請 福祉課障害者福祉係
☎72-2111内線442

県では、就労などのため夜間に人工透析を受けている腎臓疾患患者に対し、通院に伴う交通費の一部を助成しています。

対象 福岡県内に居住し、次の要件を全て満たす人

①身体障害者手帳(じん臓機能障害)の交付を受けている

②夜間(治療開始時間が午後5時以降)の人工透析回数が1か月に5回以上ある

③通院距離(自宅から医療機関までの距離)または通院費用が次のアからウまでのいずれかに該当する人

ア 自家用車を使用し、通院距離が片道10km以上

イ 公共交通機関を使用し、月2,000円以上の運賃を負担

ウ タクシーを使用し、領収書に基づき、月2,000円以上の負担をしたと認められる

④その他の制度で交通費の補助を受けていない

※その他世帯の所得状況により、給付を受けることができない場合あり

給付金 月額2,000円

対象期間

平成25年10月から平成26年3月

受付期限 3月28日(金)

申請に必要なもの

①福岡腎臓疾患患者福祉給付金認定申請書

②通院証明書

③受給資格者が属する世帯全員の住民票(筆頭者・続柄の記載があるもの)

④受給資格者と扶養義務者の平成25年度所得証明書

⑤債権者登録申出書

⑥通帳の契約内容部分の写し

※③～⑥は、平成25年度に初めて申請する場合、または変更がある場合のみ必要

国民年金保険料の免除申請ができる 対象期間が拡大されます

申請 国保年金課医療・年金係
☎72-2111内線427
久留米年金事務所
☎33-6192

国民年金は、所得が少ないときや失業等で保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

これまでは、過去分の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でしたが、平成26年4月からは、**申請時点の2年1か月前の月分までの申請**ができるようになります。

失業などの特例免除の対象期間も拡大されます

災害・失業などを理由とした特例免除は、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあつた年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。

申請方法

米年金事務所に申請

※添付書類などの詳細はお問い合わせください

[現行]

24年3月	25年7月	26年4月
免除に該当する要件を満たしても、免除にならず未納となっていた期間		
← 免除申請ができる期間		

免除の申請が可能

[平成26年4月施行から]

24年3月	25年7月	26年4月
← 免除申請ができる期間		

満天の湯使用料を改定します

消費税率が5%から8%に改定されることに伴い、4月1日から、満天の湯の使用料を左表のとおり改定します。

なお、あすてらす内の貸館、トレーニング室・プールの利用料金も変わります。詳細はホームページでご確認ください。

区 分		料 金	備考
入場料	小学生未満	無 料	
	小・中学生	260円	
	高校生以上	午後6時まで	520円
		午後6時から	260円
	高齢者・障害者 ひとり親家庭等	260円	
回数券 (11枚券)	520円チケット	5,200円	
	260円チケット	2,600円	
ギフト券	520円券	520円	
	260円券	260円	
家族風呂	50分	830円	入場料は 別途徴収
交流プラザ		無 料	
娯楽室		無 料	
音楽教養室	1 時間	520円	

※すでに購入した回数券およびギフト券(250円・500円)は、4月1日以降も利用できます

問あすてらす ☎72-6666

固定資産課税台帳の 縦覧・閲覧を行います

平成26年度の固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳の縦覧・閲覧を行います。平成25年中(平成25年1月2日～平成26年1月1日)に土地売買や地目変更、家屋の新増築、解体など固定資産に異動があった場合は、異動後の内容で課税台帳に登録されます。大切な財産の確認のため、ぜひご覧ください。

縦覧制度

納税者が、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認するため、他の土地・家屋の価格と比較できる「土地および家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧を行います。

期間

4月1日(火)～4月30日(水)

※土日祝日を除く

縦覧できる人 固定資産税の納税者またはその同居親族、代理人、

相続代表者を含む納税管理人

手数料 無料

閲覧制度

納税義務者は、本人の「固定資産課税台帳」などに記載された内容を確認できます。また、借地・借家人なども、関係する固定資産の課税内容を確認できます。

期間 縦覧期間ほか随時

※土日祝日を除く

閲覧できる人 固定資産税の納税義務者またはその同居親族、代

理人、借地(家)権者または使用収益権者など

手数料 有料(縦覧期間中は無料)

持参するもの

①本人確認書類(運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付)、パスポート、その他官公庁が発行した顔写真付の身分証明書など)

②委任状(代理人の場合)

※閲覧の場合、借地・借家人は当該賃貸に係る契約書が必要

縦覧・閲覧場所
☑税務課資産税係
☎72-2111内線122・123

第2次 小郡市男女共同参画 計画を策定しました

問企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222



答申を手渡す堀江範子会長(中央)と坂田耕三副会長(左)

市は「第2次小郡市男女共同参画計画(平成26年～35年度)」の策定にあたり、平成25年12月に計画(案)に関するパブリックコメントを実施するとともに、2月14日に小郡市男女共同参画社会推進審議会の答申を受け、計画を策定しました。

詳細は広報などでお知らせします。

市役所の組織機構の改正を行います

問企画課企画政策係
☎72-2111内線224

4月1日から、教育部の一部で組織を見直します。

主な見直し内容

- ・生涯学習課に地域学習係を新設し、2係体制にします
- ・地域学習係は、校区公民館、自治公民館、社会教育委員、青少年教育に関する業務などを所管します

改正前

教育部

生涯学習課 — 社会教育係

4月1日から

改正後

教育部

生涯学習課 — 地域学習係 — 社会教育係

3月は自殺対策強化月間です

日本では平成10年から年間の自殺者数が3万人を超え、平成24年は27,858人と15年ぶりに3万人を下回ったものの、平成25年には27,195人(速報値)と依然として深刻な社会問題となっています。

健康問題、家族の問題、学校生活、経済上の問題などのストレスが影響して、うつ病などの心の病気を引き起こし、自殺に追い込まれるケースが少なくありません。

あなたの身近に、悩みや問題を抱えてつらい思いをしている人はいませんか。かけがえのない大切な命を守るためにあなたにもできることがあります。

かけがえのない大切な命を守るために大切なことは、**心の不調に気づいてあげること**、専門的な機関へつなぐこと、そして優しく**見守る**ことです。

こころの相談窓口一覧

- ふくおか自殺予防ホットライン
☎092-592-0783 (24時間年中無休)
- 福岡いのちの電話
☎092-741-4343 (24時間年中無休)
- こころの相談電話
☎092-582-7400
(月～金/午前9時～正午、午後1時～4時)
- 心の電話(筑後)
☎36-1313
(月・水・金/午後1時～4時)
- 北筑後保健福祉環境事務所
☎0946-22-3965
(月～金/午前8時30分～午後5時15分)
- 福祉課障害者福祉係
☎72-2111内線442
(月～金/午前8時30分～午後5時)
- 福岡県精神保健福祉センター
☎092-582-7500
(月～金/午前8時30分～午後5時15分)

問福祉課障害者福祉係
☎72-2111内線442